

生活林と農家林家の再構築

(付) 木質バイオマス利用に向けての緊急提言

はじめに

国民森林会議は、平成 24 年度の提言書において、平成 22 年に策定された「森林・林業再生プラン」とそれを受けて見直された「森林・林業基本計画」は、日本の林業の再生のために、経営の改善、技術革新、人材育成、制度の改善などの政策を抜本的に見直したことを評価するとともに、「森林・林業再生プランを補強する」として、そこに抜け落ちている主な点を指摘し、その改善を求めた。

第一の指摘は、再生プランと基本計画の内容は、ほとんどが面積率 40%の人工林を対象にしたものであり、残りの 60%を含む日本の森林全体のランドデザインとその管理の長期的ビジョンは示されていないことである。そのランドデザインを示したうえで、林業経営の喫緊の課題である人工林の持続的な管理・経営にまず焦点を当てるという道順と位置づけを明確にする必要があり、それと同時にこれからの持続可能な社会に向けて、残りの 60%の森林をどうしていくかの政策も提示されなければならない。

国民森林会議では、地域から国全体に至るまでの持続可能な森林管理のランドデザインを描くために、最低限必要な森林タイプの区分を検討し、森林の機能と社会的便益を通してみた三つの区分、すなわち経済林、生活林、環境林を提示してきた。今回の提言では、これらの区分を改めて整理するとともに、その中の生活林に視点を当てて検討するものである。生活林は、農家林家が経営基盤である農地や所有森林をうまく使いこなして、自給的、自営的活動を高めるために再評価すべき重要なものであり、それは農山村の振興のために不可欠なものである。

前回の提言の第二の指摘は、団地化と集約化による大規模化のスケールメリットの追求は必要としても、それに偏りすぎて、100ha 以下の自伐林家への配慮を欠いていることである。自伐林家には、その立地環境に応じて、自ら工夫をして後述するような小規模のメリットを活かしている優れた実績が多いことを再確認し、それを林業の担い手の大事な部分と位置付けて支援し、さらに育成していくことが林業のみならず、農山村の再生、維持のためにも重要であると強く認識すべきである。そのような声を受けて小規模な自伐林家の活動も可能な方向に向けた森林経営計画の認定要件の見直しが、26 年度からに向けて進められていることは評価されることである。

今年度の提言は、国民森林会議がこれまでに提言してきたことでは、なお及ばない森林・林業政策のバックにあるべき「豊かな農山村とは」を検討するために不可欠な課題と考えられるものの一つである。その不可欠な課題とは、1. 農業と林業の関係、生活林、農家

林家、2. 農家林家の育成と、それ以外の担い手との関係構築への政策、3. 生産林（経済林、生活林）、環境林を含めた農林一体の所得補償制度、などである。これらの中で、25年度は1. のところを重点的にとらえ「生活林と農家林家の再構築」をテーマとした。

自伐林家の中には、専業林家、林業を主体に農業との複合経営をしているもの、農業を主体に林業との複合経営をしているもの、さらには農業やその他自営業、雇用を主体として林業を副業的に経営しているものなどが含まれる。今年度の提言は「生活林のあり方」を軸にするものなので、農業と林業の複合経営を行っている、いわゆる農家林家といわれているものに言及する。農家林家が「生活林」の主な担い手とみなせるからである。

昭和30年前後からの生活様式と産業構造の急激な変化などにより、いわゆる農村の生活に密着した広葉樹を主体とした里山をなす森林（「里山」の語は本来その意味）は放置され、そのことが問題とされながらも、依然として放置され続けている。しかしこれからの社会の理念である持続可能な循環型社会を目指していくためには、日本の自然を有効に活かして食糧、生産・生活資材とともにエネルギーの自給率を高めていくことが必要であり、そのために農山村の再生と維持が不可欠である。そうした流れの中で、近年の政策の枠から外れてきている生活林のあり方を検討することは極めて重要である。なお、国民森林会議では里山を生活林と呼んでいるが、その理由は後述する。

大きな時代の流れの中で社会を見るときに、経済のグローバル化による都市雇用力の縮小（非正規雇用など）、エネルギー政策の見直し（価格、リスク、自然負荷）とエコ化、年金などの社会保障力の低下などにより、生活資材とエネルギーの自給率のポテンシャルの高い農山村への労働力の移動の潜在的必要性が高まっていることをとらえる必要がある。なお、国連が2014年を「国際家族農業年」に制定しているが、そのような国際的な動きに注目すべきである。そのようなことを踏まえて、今年度の検討課題は、農山村の振興に強い関係があり、農業と関係を持つ生活林の今後の望ましいあり方についてであり、それと関係した農家林家に対する期待への言及である。

生産林（経済林、生活林）と環境林—社会的便益からみた森林の区分—

国民森林会議では、森林に求められる社会的便益の機能発揮に照らして、森林を合理的に管理していけるように、「生産林」と「環境林」に大きく区分して議論し、施策を展開していくことの重要性を強調してきた。生産林は、木材などの有機物生産を第一の目的とするもので、木を伐るなど、林地から有機物を採り出すことによって目的機能を発揮させるものである。それに対して環境林は、水源涵養や生物多様性の維持などを第一の目的とするものであり、できるだけ自然のメカニズムに任せて目的機能の発揮の費用対機能効果を高めようとするものである。この区分の大きな意味は、区分された森林の目標林型のタイプが異なり、取扱い方が基本的に異なることである。すなわち生産林は取扱いに人工的要素が強く、環境林は天然要素が強いということである。それは森林管理の評価の仕方の基準が根本的に異なるということにおいて大事なことであり、費用対機能効果を問うために

極めて重要なことである。なお、一般には「費用対効果」という用語が使われているが、ここであえて「費用対機能効果」という用語を用いたのは、金銭的な比較ではなく、外部効果も含めた「効果」を考慮するためである。

生産林はその性格の特色から、さらに「経済林」と「生活林」に区分される。「経済林」は、森林所有者や施業・経営の受託者が市場経済的商品生産のために森林の施業・経営を行う森林で、その目標林型は人工林または人工要素の高い森林の中にあることが普通である。

「生活林」は、そこに住んでいる人たちの普段の生活と関係の深い森林である。有機物肥料としての落葉や農用資材のように、直接的には「生活」ではなく「産業」における利用であっても、自家や集落内部での自給又は自給的消費であるならば、その機能を果たす森林は生活林とみなされる。また針葉樹人工林であっても、農林複合経営の一環として、自伐による不定期的収入の対象として施業されているものも生活林とみなされる。

かつての生活林は、そこから燃料材やキノコ原木を得たり、農業用の有機物肥料として落葉を採取したり、家畜の飼料や有機物肥料として下草を採取していた。これらはそこに住んでいる人たちの生活に使われ、余剰物が商品として売られ、家計の一助をなしていた。生活林の多くはそこに住んでいる人たちの裏山に広がっており、きめ細かな管理がなされていて、景観的に美しいものでもあった。

ここでいう「生活林」はいわゆる「里山」といわれているものとほぼ同じものである。しかし従来から使われている「里山」（あるいは里山を構成する森林）を、あえて「生活林」という呼び方にしたのは、「生産林」、「環境林」、「経済林」というように、森林の機能を人間社会の便益から見て区分している中で、「里山」という地理的意味の関わっているものは、区分の整合性に合わないからである。「里山」の対語は「奥山」・「内山」であり、地理的な意味合いが強い。国民森林会議において、政策的な議論における森林タイプは上述のように、生態的根拠に基づく森林の機能と社会的便益に照らして区分したものである。

燃料革命や肥料革命などによって、生活林は放置されるようになり、あるいは拡大造林の対象地として広葉樹の生活林のかなりの部分は針葉樹人工林に置き換えられていった。その人工林のほとんどは、林業の不振と森林所有者の人工林施業の経験の無さなどにより放置され、生活林でも経済林でもない状態にある。農村周辺に拡大造林によって成立した針葉樹人工林は、経済林として扱われるのが筋であろうが、先にも述べたように農家林家などが複合経営の一環とし自営的に扱っていくなれば、それは生活林とみなされる。

経済林と生活林は明確に区分しにくいところがある。だがあえてその区分を行う意味は、生活林がその地域の物質循環に貢献し、地域の自然をきめ細かく活かして、地域社会を支えるのに不可欠な役割を果たせるものだという点である。ここでいう地域とは、集落単位から市町村、あるいは小流域という程度の漠然としたものであり、厳密な単位を問うものではない。生活林はその地域の農業と関係するところが大きく、複合経営の利点を活か

していけることになる。それに対して経済林は、その生産物のほとんどを市場に供給することを目的とするものである。生活林の経営主体は農家林家や集落であり、経済林の経営主体は大中規模森林保有者、林業会社、森林組合などが中心であるが、農家林家や集落が経済林の道のメンテナンスなど、きめ細かな施業に関与している場合も多い。

経済林、生活林、環境林の面積的スケールは環境条件や土地所有形態などに応じて大から小まで様々であってよい。明確に区別できなければそれらの中間的なものであってもよい。大事なことはその区分によって、目標とする森林の姿ができるだけ明確になるようにして、それに応じた合理的で費用対機能効果の高い管理や施業を進めていけるようにすることであり、その評価をしやすくし、合理的な政策が展開しやすくなるということである。それは地域から国に至るまでのランドデザインを描くために必要な区分でもある。

生活林の再生—農林業の一体的振興で—

農山村のあるべき姿の基本は、その地域の自然資源を持続性、効率性を通して最大限に活かすことである。そのためには農地と林地の有効な関係を築いて、家族や集落が自らの意志と手によって自然資源の自給的、自営的利用を高めていくことが基本的に必要であり、生活林の大事な意味はそこにある。

ところが現状は農業と林業がほとんど分離した形になっていて、かつての生活林は生活林ではなくなっているところがほとんどである。農業についてみると、肥料はほとんどが化学肥料であり、家畜の飼料は輸入穀物が主体である。また作物農家と畜産農家が分離している場合が多く、家畜の糞尿が農業肥料に活用されていない場合が多い。したがって農業において、農地とその周辺における生態系の物質循環は極めて乏しいものになっている。

一方林業についてみると、ほとんどは針葉樹人工林の用材生産とキノコ原木などの生産であり、農業との結びつきは極めて乏しい。生活林を活用して、農山村の家庭の暖房などの熱エネルギーは薪を主体にして、その灰を肥料に用いたり、林内の下草や更新地で下刈りされた草を、家畜の飼料や有機物肥料に用いることなどをすれば、農林一体となった地域の循環型社会の土台を築き、地域から地球環境に至るまでの環境問題の改善に大きな役割を果たすことになる。しかし、近代的な農業の土地生産性の飛躍的向上には、自然の物質循環を超えた、化学肥料の投与が大きく関わってきたことは確かであり、この生産力の高さを維持するには、有機肥料の投与をできるだけ高めつつ、補完的に化学肥料を投じる体系を目指していくことが大事だと考えられる。

それぞれの地域の生態系に立脚した循環型社会の構築こそが、地球環境問題の解決の本筋であり、市場経済の行き過ぎに歯止めをかけ、持続可能な真に豊かな社会を構築していける大事な考えであることを認識すれば、生活林の再生を含めた農林業の一体的な振興の重要性が浮かび上がってくる。

多様な生態系サービス、自然資源の自給的利用を基盤に総業的に生産を展開する人々が相互に生活や生業を支え合うことで暮らしを維持し、その持続性を高めてきたこと、それ

がつまり「村」であったと考えられる。だから、日本人が大切にするのは、農業だけではなく、それとつながった農民的暮らしや農村、さらにはそれらと一体的な基盤をなしてきた里地、里山とすることができる。生活林はそういう意味で民族文化の根幹に深くかかわる存在であるとともに、「農山村の豊かさ」の不可欠な要素を構成するものと思われる。

かつての生活林は、熱エネルギーの供給源として重要であったが、それが改めて木質バイオマスエネルギーとして見直されている。それは新たな地域の自立的な循環型社会の構築にとって非常に重要なことである。グローバルな市場経済に左右されるエネルギーに農山村が依存していれば、地域の自立的な経済活動の展開は困難である。地域の自然エネルギーを生かす工夫は、農山村の再生のキーポイントになる。だが木質バイオマスエネルギー供給のために森林の取り扱い方を誤ると環境保全的に大変な問題を引き起こすことになるので、木質バイオマス利用に伴う森林の扱いに対する緊急提言を本提言書の最後のところで改めて行う。

生活林の担い手は農家林家

生活林の担い手の中心になり得るものは、いわゆる「農家林家」といわれるものである。農家林家という用語は一般によく使われていて、農業と林業の比重はどうかであれ、両者の複合経営を行っているものである。農家林家の数は全国で80万近いものと推察されるが、農林業センサスから計算されたその数の計算については参考欄1に掲げる。農家林家の中で素材生産を行っているものの数は1万3千程度であるが、素材生産量は500万 m^3 近くある。その中で自伐林家と称せられるものの素材生産量は、300万 m^3 近くあり、その値は都道府県2位の宮崎県を凌ぐ値である。この値はその5年前の統計値よりも伸びている。農家林家、とりわけその中の自伐林家の素材生産に果している役割は大きい。その素材生産が生活林からのものか、経済林からのものかは判断しにくいところがあるとしても、農家林家、自伐林家の林業に果している役割は重視すべきである。現状においても自伐林家の素材生産に果たしている役割は大きく、それをさらに伸ばしていく施策が重要である。自伐林家の育成は林業振興と自立的な農山村の構築の上で極めて大事な役割を果たすものといえる。

農山村における農林複合経営の意義

農家林家には様々な形態のものがあるが、農林複合経営には次のような意義がある。

農山村では、農業部門で連年収入を得て、林業部門で間断収入を得ていくという組み合わせが可能である。すなわち農林複合の家族経営により、土地、労力、資金などの生産要素の遊休化を防ぎ、地域の自然の利用効率を高めることができるのである。

林業経営規模の拡大が困難な場合でも、農林業で通年就労が可能になる。農業や林業を専業とすることは困難で、兼業が必要としても、山村では他産業への通勤的労働機会が困難であり、農林業を合わせて行うことにより恒常的所得を実現し、家族労働力を林業と農

業に適切に配分できる。たとえば大分、宮崎、熊本県における乾椎茸＋木材＋畜産（＋施設野菜）の例や、静岡県における茶＋米＋木材の例などはそのよい例である。

農家林家は、私経済的、私生活的な観点から見ることも重要である。農家林家にとって農林業資源は、単なる商品的財産ではなく、「生活基盤」そのものである。兼業とは「一人一生一職」を固定化している現代工業化社会の人間疎外的・分断的職業体制の欠点を埋める重要な役割を果たすものという見方もできる。また「生産者 ⇄ 消費者」という視点を持つこともこれからの社会のあり方のために改めて大事である。

このような農家林家は、農山村に定住し、農山村の振興にとって基盤となる重要な存在である。それは生産力問題だけでなく、環境、雇用、安全などを含めた豊かな地域社会の構築のために不可欠なことでもある。個々の農家林家の創意工夫と農家林家の共同と協業、そして自治意識こそが、農山村の振興の基本になければならないだろう。

大切な農家林家と森林組合などとの関係

農家林家は、それぞれがばらばらに経営していたのでは、グローバルな市場経済に対峙していくことは難しい。そこでまずは農家林家同士が共同で経営計画（森林経営計画ではないものも含む）を立てて、必要に応じてお互いの作業を助け合い、合理的に出荷していただける体制を整える必要がある。さらに、あるべき姿に向かっている森林組合など他の組織とのよい関係を持つことが必要である。

農家林家と専業林家、林業事業者（林業会社や森林組合など）がそれぞれの立場の条件に応じて上手く関係し合っていくことが大事である。近年、森林所有者の中で林業への関心を無くしたもの、高齢で働けなくなったもの、不在村森林所有者などが増えて放置された森林が多くなっており、その打開策が強く求められている。それに対して近年、森林組合や林業会社などが提案型集約化施業を行い、団地化による合理的な路網の整備と利用間伐の推進などを通して施業や経営の道筋をつけているところが増えていることは大いに評価される場所である。

しかし行政は、森林経営計画の中でそのような提案型集約化施業を、スケールメリットを活かした大規模な団地化に特化した形で全国一律に実施したことにより、中小の森林所有者や自伐林家は、その施業や経営の自由度を奪われ、彼らの本来の持ち味が活かせなくなっている。行政は、本来農家林家や専業林家の育成に力を入れて、その及ばないところを森林組合や林業会社などが施業や経営の委託を受けて集約化を図っていくという政策をとるのが順序であろう。昭和 39 年に制定された「林業基本法」では、家族的林業経営体を特に主要な林業の担い手に位置づけて支援してきたが、それがうまくいかないので森林組合などによる集約化重視に移行したのだとしても、農家林家や専業林家への支援や育成のあり方を再度重視することが必要である。

農家林家や専業林家の活動が増えてきたとしても、森林組合や林業会社はなお不在村森林所有者などの森林の管理・施業の委託を受け、自伐林家の施業・経営とも合わせた集約

化を図るという大事な役割は残るであろう。そして森林組合は管内の森林所有者の森林の管理・施業の状態を把握して、その情報を森林所有者と利用者（木材産業）側に伝え、森林所有者には内外の情報の提供など経営のアドバイスをするとともに、利用者側には管内からどういう材がどのくらい供給できるかという情報を提供して、地域の材の取引の信頼を得ていく役割を果たすことが重要である。

海外の動向をみると、1990年以降のドイツなどでは農家の所有林の資源が充実してきており、木材市場の大型化に対応して森林組合を中心とした様々な取り組みが行われている。このような例はわが国でも参考にすべきであろう。

森林・林業の経営主体は、それぞれの果たすべき本来の役割を認識して、その実践に務め、お互いの長所を活かして協力、協業を図っていくことが重要であり、そのような視点に立った政策が必要である。

以上、農家林家（自伐林家）と森林組合や林業会社との山元のいわば「水平的連携」の重要性を述べてきたが、農家林家を発展させるためには、全国各地で展開している「地元産の木で家を建てる会」など、地元の製材工場や工務店が行っているような活動とも積極的に関わっていく、いわば「垂直的連携」の方向をさらに強めることも重要である。しかし地元の製材工場がすでになくなっていくところも多く、そういう所では森林組合などとの結びつきを通して、集成材工場など遠隔地へのルートを得つつ、地元の製材工場の再建強化に努めることが必要である。なお都会の中の材木店では、地域の製材所がなくなったり弱小化することによって、製材品の仕入れに大変な苦勞が強いられているという。都市に至るまでの無垢材の流通ルートを絶やさないためにも地域の製材工場の再建、活性化は重要であり、それに対する行政の強い取り組み姿勢が望まれる。

農家林家を守り育てる政策を

農家林家の特色は、経営規模は小さいが、個々の所有規模や環境条件に応じて丈に合った合理的な経営を工夫していけることである。地域として団地化を図るための集約化は大事であるが、森林経営計画の属人計画や属地計画のように100ha以下の小規模森林所有者には不利になるような制度は見直す必要があり、それに向けた制度の改定がなされていることは結構なことである。

農家林家の重要性を述べたが、その良さを発揮させるためには農業と林業の両方にまたがる政策が必要である。それは生産と国土保全の両方にまたがる大事なことであり、環境保全的にも美しい景観を保全するためにも大事なことである。そのためには農山村の自然を活かして生活する人たちの定住化を保障する制度の検討が必要であり、そのような視点からの所得保障制度の検討が必要である。農山村の一次産業従事者に対する所得保障は、所有する土地の、農地、生活林、経済林、環境林のいずれも評価の対象になされることが必要である。そのために農山村の土地所有者同士や集落が、持続可能な地域社会の構築に必要な土地利用区分（ゾーニング）に関わることが大事である。もちろんそれには地方自

治体の政策ビジョン、森林組合の経営ビジョン、流域の住民の意向などの総合的な合意形成が必要である。これらについては来年度以降の提言で検討する予定である。

林野庁は平成 25 年度より「森林山村多面的機能発揮対策交付金」の交付を開始した。その内容は、地域住民が森林所有者、NPO 法人、ボランティア団体などと一緒に活動組織を作って、里山の保全管理や資源の利用、森林環境教育などの活動を行う場合に支援を行うものである。このような里山の保全管理を支援する交付金制度は、それなりに評価できるが、里山は生活林として機能してこそ、その多面的機能が持続的に発揮できるものである。

この交付金の対象となる森林は、森林経営計画または森林施業計画が策定されていない森林（森林空間利用タイプは除く）であり、そのようなこぼれた森林を救おうというものである。だがこのような森林は本来森林経営計画の中に含まれているべきものである。森林・林業基本法に理念として掲げてある「森林の多面的機能の発揮」を実現させるためには、「経済林」、「生活林」、「環境林」の全ての配置を対象に森林経営計画が立てられるべきもののはずである。そして森林経営計画制度は、小規模森林所有者の経営の自由度を高める方向に改善が向けられるべきである。そのような総合的な森林経営計画の実践を含む農山村での生活活動全体に対して所得保障制度が検討される必要がある。

本提言書では、生活林、農家林家、小規模経営者の大事な役割について述べたが、これらの役割に期待するためには、現在著しく進行している、農山村社会の高齢化、一次産業の担い手の高齢化の問題を深刻に受け止めなければならない。しかし高度経済成長期を中心に、都会に流出し続けていく一方であった勤労者世代が、農林業、農山村に目を向け始めていることも事実である。農山村では高齢化が進み、そこから家族が絶えていくことは深刻な問題であるが、一方で都会から参入しようとしてくる若い世代が増えつつあるので、その人たちをどのように農山村に定住させるかに英知を注がなければならない。たとえば、都会から I ターンしてきた人が、地域の縁故社会にどのようにして馴染んでいけるかというようなソフト面における行政の役割も求められる。また、都会からの I ターン者がどうしたら経営権を得られるかという仕組みも行政に求められる。在住者と I ターン者が誇りを持って働き安心して定住できる仕組みづくりを考えていくことが重要である。これらのことについても来年度以降の提言で言及する予定である。日本の豊かな自然環境を、これからの雇用の大きなポテンシャルの場として活かしていくことは、日本社会全体にとって極めて大事なことである。

木質バイオマスエネルギーの利用のあり方

地域ごとの自然エネルギーをいかに有効に活用していくかは、これからの社会の重要な課題である。その中でも木質バイオマスエネルギー材の持続的かつ合理的な供給を可能にすることは特に重要である。バイオマス材は太陽熱や風力に比べて貯蔵が利き、特に木炭にして貯蔵すれば、そのまま炭素の貯蔵につながる。

現在各地で木質バイオマスを利用した発電が計画されているが、発電のみの利用は熱効

率が極めて低く（高くても30%）、ヨーロッパの木質バイオマス先進国では効率の高い熱利用または熱電併用での利用が中心となっている。バイオマスエネルギーはまず森林所有者の家庭で熱源として使われ、続いて地域の発熱・発電施設で使われ、ペレット、薪、炭などが都市部に供給されるというように、利用の段階的システムを構築していくことが必要である。そのためには少量分散的な材をいかに効率的にまとめて供給できるかがカギであり、それは自伐林家同士が共同で工夫し、行政が支援し、森林組合や林業会社、あるいはNPOの力が必要なところはそれに依頼するなど、共同と協業の可能性を追求することが必要である。なお、自然エネルギー利用の関連課題として、里山谷川・小河川の小規模水力発電、風力エネルギー用風車の設置場所提供などもある。

これからの社会は限られた資源を有効に活かして、多くの人たちで仕事をシェアしていくことが大事だといえる。バイオマス材の利用は、地域の人々の仕事を増やし、定住社会の要素になり、農山村の振興に密接でなければならない。木質バイオマス利用は、地域内の雇用を増やし、地域内の再投資力を高める重要な要素である。

しかし、バイオマス材の単価は低い。単価の低いものを大量に供給しようとするれば、粗っぽい森林の取扱いになり、持続性や地域の環境保全を損ねることになる。そのような事態を避けるために、経済林では、同一林分から伐採された材を、造材・搬出過程で、良質の用材と形質の悪いバイオマス材を仕分けて、両者を込みにして経営を成り立たせることが必要である。また生活林からは、エネルギー材の自給以外の余剰の材を共同的、計画的に集めて市場に供給していけば、家族農林業経営にプラスになるし、地域の生活環境保全は守られ、流域環境、ひいては地球環境保全に貢献するはずである。

そのような観点に立てば、農山村で多くの農家林家が営みを立てていける施策が重要である。農山村の過疎化を転じて、農山村に雇用の場を増やしていくことは農林業政策の重要な課題である。その課題に対応していくときに、生活林の再評価が必要になってくる。

先にも述べたように木質バイオマス利用の促進は重要であるが、それによって持続的な森林管理が損なわれないようにすることが大事である。九州では大型のバイオマス発電が2013年現在15施設程計画され、発電用だけで1施設で20万m³程度の材が要求されている。バイオマス材は木材加工会社やパルプ会社などがラミナ材やチップ材と合わせて購入する場合のものが多く、少なくとも半分はバイオマス材のようである。木材加工会社が九州で山林の大規模な購入を計画するなど、林地の売買が活発になることが予想される。バイオマス材の利用促進が粗っぽい森林の扱いに結び付かないように、歯止めをかける必要がある。そのために経済林の適正な取り扱いとともに、生活林を生活林らしく扱っていくことに真剣に取り組む必要がある。

木質バイオマス利用に向けての緊急提言

福島第一原子力発電所の事故とそれへの対応として出された自然エネルギーの固定買取制度（FIT）は、大型バイオマス発電所の乱立を招き、木質バイオマス需要が急増することが予想されている。そのことは地域の森林生態系や林業構造を大きく変容させる可能性がある。

以下、適正な木質バイオマス利用に向けて、懸念される過剰利用による森林荒廃を防ぐ為に、次の点をとくに緊急の特別提言としたい。

- 地域の森林資源の状況や林業の実態から適切なバイオマス利用量を検討すべきである。
- 大規模需要者と地域自治体との伐採に関するガイドラインを作成すべきである。
- 木質バイオマスを発電のみに限定せず、農山村地域での熱利用の可能性も追求すべきである。

過剰利用による森林荒廃を回避する為に、理想的には行政主導の地域計画の下に行われるべきであるが、少なくとも地域共同の自治組織による運用を求めたい。

解説欄

農林業センサスに基づく農家林家の捉え方

林家は1 ha以上の山林を保有しているものである。2000年センサスまでは林家を対象に調査が行われていたが、2005年センサスからは経営体概念が導入され、林業経営体と農業経営体の規定に当てはまる実質的に林業や農業経営の実態があるもののみについて詳しい調査がなされるようになった。

林業経営体は3 ha以上の山林を保有し、かつ施業計画を立てている、または5年間の連続した施業実績がある、あるいは保有なしであっても施業の受託または立木購入などを行っている経営体をいう。林業経営体は、世帯である家族林業経営体と会社や自治体、森林組合などの組織林業経営体からなる。林業経営体数は140,186で、そのうち家族林業経営体数は125,592、組織林業経営体数は14,594である。

家族農林業経営体は、家族農業経営体または家族林業経営体である。家族農林業経営体数は1,681,727であり、そのうち山林保有あり又は受託などしている経営体数が817,018である。家族農業経営体の中で3 ha未満の山林所有のあるものと、3 ha以上を保有する家族林業経営体を合わせたものの数が817,018である。この数の中には林業を専業にしている世帯（いわゆる専業林家）も含まれるが、その数は少ないので、80万近くがいわゆる農家林家とみてよいのではないかと思われる。

家族農林業経営は素材生産の上からも無視できない大事なものである。2010年センサスの農業項目との組替集計結果によると、山林を保有または林業作業を受託する家族農林業経営体数は上述したように817,018であり、そのうち素材生産を行っているのは12,666経営体で、素材生産量は4,875千 m^3 である。また、そのうち家族農業経営体は10,000経営体で、2,981千 m^3 の素材を生産している。いわゆる自伐林家を家族農林業経営体のうち保有山林で自ら伐採するものと狭義に捉えても、11,530経営体であること、平均237 m^3 /経営体と小規模ながら、その素材生産量は2,729千 m^3 （うち農業経営体は1,835千 m^3 ）となる。このように、いわゆる農家林家といわれるものの素材生産に果している役割は無視できない大きなものである。

国民森林会議提言委員会

提言者 相田幸一

泉英二

熊崎一也

佐藤宣子

杉山要

只木良也（会長）

藤森隆郎（提言委員長）

山田純（事務局長）

山本博一

吉藤敬